

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年10月29日

分任支出負担行為担当官
庄内森林管理署長 松浦 博文

1 競争に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号第1号 令和7年度庄内森林管理署等庁舎構内除排雪作業

(2) 入札の名称、契約内容・規格、予定数量等

「建設機械等チャーター単価契約」

内容は別紙「入札物件内訳書」、「作業仕様書」及び「作業実施要領」による

(3) 契約日

落札決定後7日以内とする

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

(5) 作業場所

庄内森林管理署及び大鳥森林事務所

(別紙「作業場所」のとおり)

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、種類:「役務の提供」、地域:「東北地域」、営業品目「315 その他」の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対

象案件である。

4. 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所、入手方法及び問合せ先

ア ダウンロードによる場合

電子調達システムまたは東北森林管理局ホームページからダウンロードすること。

イ 手交または郵送（希望者負担）を希望する場合及び問合せ先

〒997-0015 山形県鶴岡市末広町 23 番 37 号

庄内森林管理署 総務グループ 電話 0235-22-3331

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし手交による場合は開庁日とし、時間は 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

5. 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、上記 2 (3) の資格を有することを証明した書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し又は別に定める官公庁からの請負実績証明書類）を下記により提出しなければならない。

また、入札説明書等を東北森林管理局ホームページからダウンロードした場合は、入札説明資料等交付確認書を下記により提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 18 日（火）17 時 00 分まで（提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日）。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で PDF ファイル形式により提出すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記 4 (1) イの提出場所に、(2) の提出期限までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）までとする。

(4) 上記 (2) に規定する期限までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

6 入札の方法

(1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

- かを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は落札価格に基づく単価契約となるので、入札の際に入札内訳書を提出すること。
- (3) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (4) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。
- (5) 入札内訳書は、次のアからウによる。
- ア 入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。
- イ 電子調達システムにより入札を行う場合は、同システム内の入札書入力において、入札内訳書を PDF にて保存すること。
- ウ 紙入札の場合は入札内訳書を入札書と同封し、投函もしくは郵送すること。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和 7 年 11 月 20 日（木）9 時 00 分から令和 7 年 11 月 25 日（火）10 時 00 分

イ 紙入札方式により参加する場合

令和 7 年 11 月 25 日（火）9 時 45 分～10 時 00 分

郵便による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の期限については、令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時 00 分までに必着とし、再入札には参加できない。郵送先は、上記 4（1）イとし、入札書の日付は「令和 7 年 11 月 25 日」とする。

(2) 開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 25 日（火）10 時 00 分

庄内森林管理署 入札室

8 再入札

入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は、電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

11 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有

効な入札を行った入札者を落札者とする。

12 契約書作成の要否及び電子契約について

契約書の作成は要とし、落札者が紙入札の場合を除き、電子による契約とする。ただし、落札者が紙による契約書を希望する場合はこの限りではない。

13 その他

(1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) 発注者側の電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 入札内訳書等（入札書含む）に納品にかかわる送料等の記載がない場合は、入札内訳書及び入札書に送料等が含まれた金額とする。

(5) 本公告に表記されている時刻は全て 24 時制である。

(6) 本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

(7) 東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争入札心得

本公告に係る東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますので、ご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>) をご覧下さい。

別 紙

入 札 物 件 内 訳 書

入札番号第1号

運 転 場 所	機 種 ※	規 格 ※	作 業 種	予 定 時 間	備 考
庄内森林管理署構内 (山形県鶴岡市末広町23-37)	ホイールローダ 排出ガス対策型	0.5～0.6m ³	除雪	20時間	開庁時間前又は監督員の指示のとおり 実施すること
大鳥森林事務所構内 (山形県鶴岡市本郷字水の上2-1)	ホイールローダ 排出ガス対策型	0.9～1.0m ³	排雪	20時間	作業時間指定なし
//	ダンプトラック	4.0 t	排雪	25時間	作業時間指定なし

※機種・規格の変更については作業仕様書のとおり。

除排雪作業仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、除排雪作業に適用するものとする。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作 業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除排雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転（以下単に「運転」という。）するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 6 受注者は、除排雪予定箇所に概ね15センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除排雪を行うものとする。但し、15センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督員の指示により出動するものとする。
- 7 発注者は、緊急を要する場合であって除排雪を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 8 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
- 9 受注者は、除排雪作業に出動するとき及び除排雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督員に連絡しなければならない。
- 10 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 11 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 12 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除排雪車両(以下「契約車両」という)のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除排雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督員の承認を得たときに限り、新規に除排雪車両を使用することができる。

- 13 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除排雪単価(以下本項において「当初契約単価」という)以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。

III 除排雪作業の安全管理等

- 1 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うものとする。
- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除排雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除排雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

IV 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

V 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

VI 契約の変更

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、天候不順等やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。

VII 事故報告

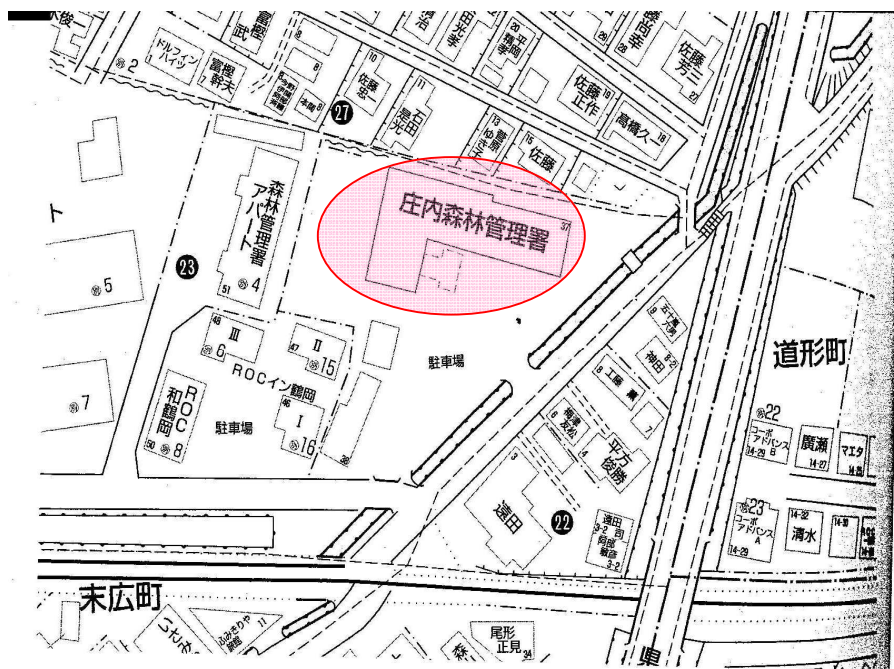
受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。

除 排 雪 作 業 実 施 要 領

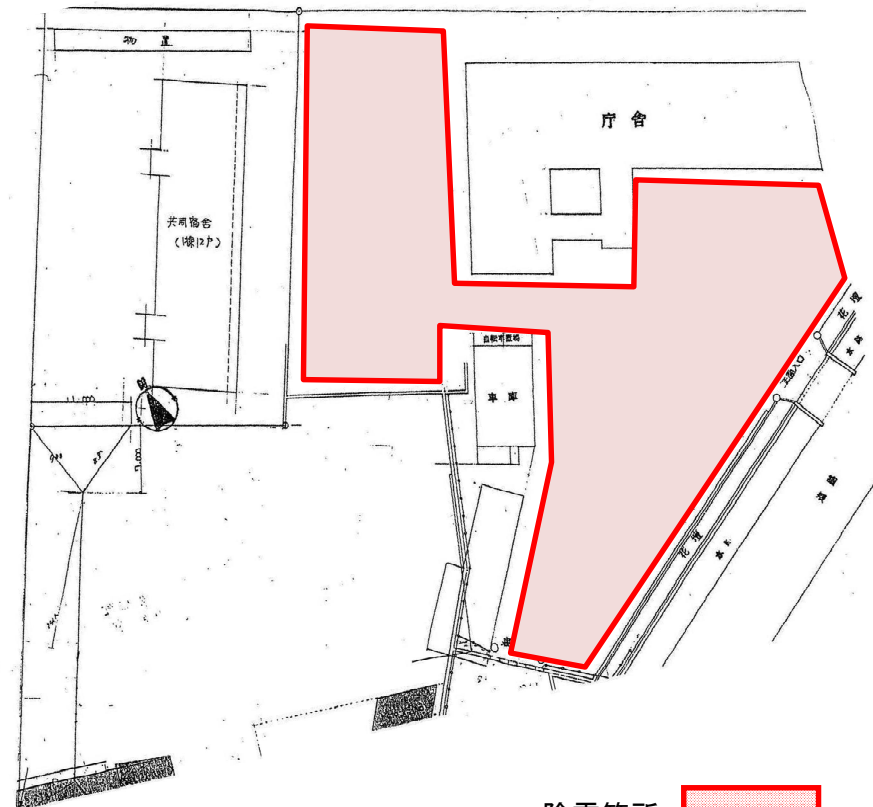
1. この実施要領（以下「要領」という。）は、除排雪作業についての一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによる。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、すべて発注者（発注者の命じた職員を含む。以下同じ。）の指示監督に従うこと。
2. 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
3. 作業内容及び運転時間の確認について
 - （1）受注者は、着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を適宜撮影すること。
 - （2）運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者が日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影すること。
 - （3）受注者は、作業報告書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - （4）上記(1)～(3)の写真及び作業報告書は、監督職員が提出を求めた都度、速やかに提出し監督職員の確認を受けること。
4. 除排雪作業に直接必要な運搬施設・材料置場・宿舍・倉庫等の敷地の用に供するため、国有林野を使用する場合は、発注者の指示にしたがい所定の手続をすること。
5. 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握のうえ除排雪作業を行うこと。
 - （1）除排雪の箇所及び除排雪の程度
 - （2）橋梁・ガードレール・擁壁・門扉等構造物の保全
6. 除排雪作業の障害となるものは、発注者の指示に従い取壊し、除去又は移転すること。
7. 除排雪作業中で、次の場合は、事前に発注者の指示に従うこと。
 - （1）発注者の指示した除排雪区域外を除雪する場合。
 - （2）支障となる立木及び転倒木並びに倒れるおそれのある立木がある場合。
 - （3）上記以外で、安全作業の遂行上危険が予測される場合。

庄内森林管理署構内除排雪作業場所 (住所:山形県鶴岡市末広町23-37)

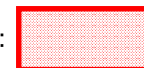
位置図



平面図



除雪箇所:

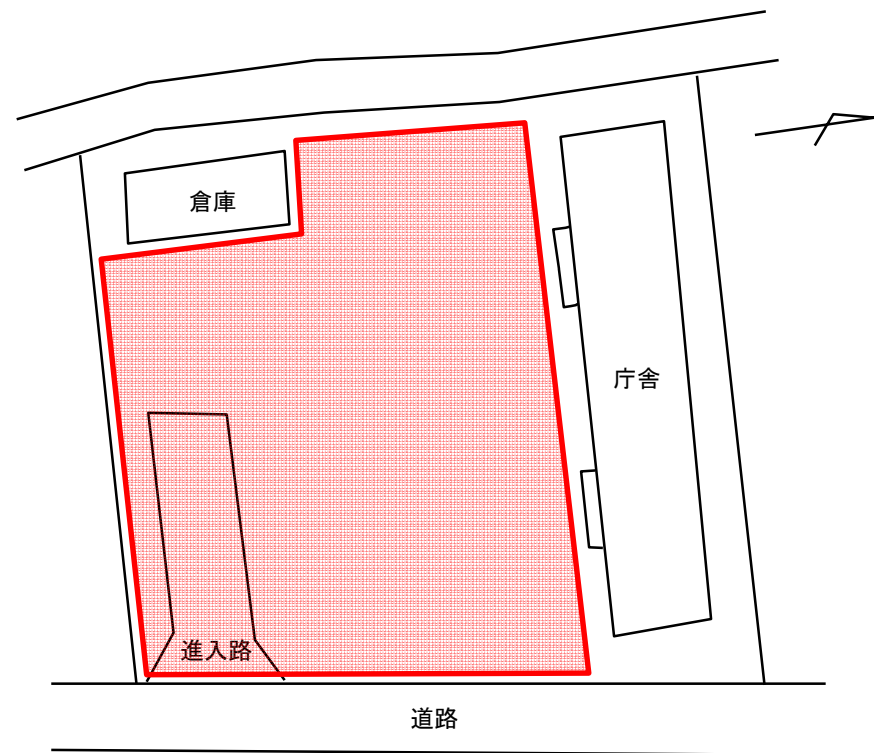


大鳥森林事務所構内排雪作業場所 (住所: 山形県鶴岡市本郷字水の上2-1)

位置図



平面図



排雪箇所:

